

株式会社日立パワーソリューションズ ソフトウェア使用許諾契約書

重要：本ソフトウェアのご使用を開始される前に、以下の契約書を注意深くお読みください。

お客様がライセンス契約ウィンドウの〔同意する〕ボタンをクリック、または対応する記号を入力した時点で、この契約条件に拘束されることに同意したことになります。当該行為はお客様の署名を示すものであり、お客様は本契約に拘束され、その当事者となることに同意し、また、本契約書が署名入り契約文書と同様の執行力を持つことに同意するものとします。本契約の諸条件に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストール作業を中断し、本ソフトウェアをインストールしないでください。

ソフトウェアにライセンス契約書または同様の文書が付属する場合は、当該文書に定義されているソフトウェア使用条件が、本契約よりも優先します。

ライセンス契約ウィンドウの〔同意する〕ボタンをクリックするか、または対応する記号を入力すると、本契約の契約条件にしたがって本ソフトウェアを使用する権利を得られます。

使用許諾契約書は、本契約書が添付された株式会社日立パワーソリューションズのソフトウェアに関してお客様と当社との間で締結される契約書です。

第1条（定義）

1. 本ソフトウェアとは、本契約書が添付されたソフトウェア（プログラム、データ、これに付属するマニュアル、その他、当社がお客様に対して提供する一切の資料を意味します。
2. 当社とは、株式会社日立パワーソリューションズを意味します。
3. お客様とは、自身のために本ソフトウェアをインストールする個人を意味し、また、個人が雇用者など組織を代表して本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした場合、「お客様」とは、本ソフトウェアをその利益のためにダウンロードまたはインストールした法人も意味するものとし、ここに、かかる法人は、個人に対しその法人を代表して本契約を承諾するよう承認したものとみなします。本契約の目的において「法人」とは、合名会社、有限会社、企業、協会、合資会社、合併会社、労働組合、法人化されていない組織、政府当局を含むがこれらに限りません。
4. コンピュータとは、本ソフトウェアをインストールおよび・または使用するハードウェアを意味し、パソコン、ノート PC、ワークステーション、その他、本ソフトウェアが対応する電子装置を意味します。
5. ユーザーマニュアルとは、ユーザーマニュアル、管理者ガイド、テクニカルリファレンスおよび関連する説明資料またはその他の資料を意味します。
6. 「ライセンスタイプ」とは、本契約第 4 条に定める本ソフトウェアに関する各種ライセンスの定義（当該条項に規定される正規ユーザーの数についての制限を含む）を指します。「ドングルライセンス」の場合、当社はお客様にドングルを提供します。「ノードロックライセンス」の場合、当社はお客様にライセンスファイルを提供します。「ウェブ認証ライセンス」の場合、当社はお客様に、お客様より通知された使用予定者のユーザーID とパスワードを提供します。この場合、お客様は当社に、当社が定める上限を超えない数の使用予定者を通知しなければなりません。使用期間を限定したライセンスを購入した場合、ライセンスは使用期間のみ有効です。使用期間を限定しないドングルライセンスを購入した場合、ライセンスはドングルの耐用期間のみ有効です。使用期間を限定しないノードロックライセンスを購入した場合、ライセンスはインストールしたコンピュータの耐用期間のみ有効です。

第2条（目的）

1. コンピュータを利用したシミュレーションソフトウェアおよびその他の技術的ソフトウェアは、訓練を受けた専門家によってのみ使用されることが意図されたシミュレーション用のツールです。これらはお客様の専門的判断に代わるものではありません。本ソフトウェアの潜在的な用途が多岐にわたるため、本ソフトウェアの使用が考えられる全ての状況下において本ソフトウェアの試験が行われているわけではありません。当社は、本ソフトウェアの使用による結果について、一切責任を負わないものとします。本ソフトウェアを使用する者は、本ソフトウェアの監督、管理および支配について責任を負うものとします。かかる責任には、本ソフトウェアの適切な使用の決定、並びに意図される結果を達成するための本ソフトウェアおよびその他のプログラムの選定が含まれますが、

これらに限定されません。また、本ソフトウェアを使用する者は、プログラム出力の信頼性および正確性をテストするための独自の手順の妥当性を確立することについても責任を負うものとします。

第3条（総則）

1. 本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されています。本ソフトウェアは、本契約の条件に従い当社からお客様に対して使用許諾されるもので、本ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。
2. 本ソフトウェアとは、本契約書と共に提供されるコンピュータプログラムおよびデータをいいます。当社が後に提供することがあるアップデート品、交換品についても本契約が適用されるものとします。

第4条（使用権）

1. 当社のお客様に対し、本契約に基づきお客様が購入した本ソフトウェアの有効なライセンスに対応する数のユーザーが、コンピュータで本ソフトウェアを使用することを許可するための、非独占的かつ譲渡不能なライセンスを付与します。
2. お客様が購入したライセンスがドングルライセンスの場合、1台または2台以上のコンピュータに本ソフトウェアをインストールすること、および一度に1人のユーザーが、ドングルが挿入された1台のコンピュータで本ソフトウェアを自らの業務に使用するため実行する権利を許諾します。
3. お客様が購入したライセンスがノードロックライセンスの場合、1台のコンピュータに本ソフトウェアをインストールすること、および一度に1人のユーザーが、本ソフトウェアがインストールされた1台のコンピュータで本ソフトウェアを自らの業務に使用するため実行する権利を許諾します。
4. お客様が購入したライセンスがウェブ認証ライセンスの場合、ネットワークに接続された1台または2台以上のコンピュータに本ソフトウェアをインストールすること、および第1条第6項に基づき登録された使用予定者のうちの1人の許諾されたユーザーの一人が、お客様が購入したウェブ認証ライセンスを用いて、本ソフトウェアがインストールされた1台のコンピュータで本ソフトウェアを自らの業務に使用するため実行する権利を許諾します。
5. 本ソフトウェアの試用版を受領した場合、別段の指定がない限り最初にインストールした日より1試用期間に限り、コンピュータ1台において、本ソフトウェアのライセンスを購入するかどうかを決定する目的（評価目的）のみに本ソフトウェアを使用できます。試用期間中の評価以外の目的での本ソフトウェアの使用および、試用期間終了後の使用を禁止します。評価版をいかなる商業活動、他業務、または開発目的に使うことは許されません。試用期間終了後、お客様は本ソフトウェアのすべてを当社に返還し、その複製ならびにその構成部分のすべてを破棄または消去しなければなりません。

第5条（権利の制限）

1. お客様は、本ソフトウェアを公開、複製（許諾されたバックアップ用の複製を除く）、譲渡、再使用許諾、貸与またはリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
2. 本ソフトウェアの技術上の保護手段の回避を試みてはならないものとします。
3. 本ソフトウェアに表示されている著作権、その他の権利者の表示に変更を加えることはできません。
4. 本ソフトウェアを用いて、当社または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。お客様は、本ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。
5. 本ソフトウェアの使用に伴い、本ソフトウェアが自動的に本ソフトウェアで用いるためのデータファイルを作成する場合があります。この場合、当該データファイルは本ソフトウェアと看做されるものとします。
6. 本ソフトウェアの使用により知り得た当社の秘密を、正当な理由なく他の第三者に対して漏洩してはなりません。
7. お客様は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を改変し、または他のプログラムと結合してはならないものとします。
8. 法令、本契約もしくは公序良俗に違反する行為、または違反する恐れのある行為を禁止します。
9. その他、前項に準じるものとして当社が不適切と判断する一切の行為を禁止します。

第6条（本ソフトウェアの権利）

1. 本ソフトウェアに関する商標権、著作権、およびその他の知的財産権等一切の権利は、当社または当社が本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を当社に認めた原権利者（以下原権利者とし、以下同様）に帰属するものとし、お客様は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとし、

第7条（責任の範囲）

1. 本ソフトウェアは「現状有姿」で提供されるものであり、当社は本ソフトウェアについて品質、性能を含め一切保証をいたしません。また、本ソフトウェアを利用して得られた出力結果に瑕疵および誤りのないことを保証しません。
2. 当社は、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、本ソフトウェア一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による本ソフトウェアの修補、本ソフトウェアの郵送による交換を行うことがあります。本項に定めるソフトウェアおよびバージョンアップの提供方法は当社の裁量により定めるものとします。
3. 当社は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたしません。
4. 本ソフトウェアの稼動が依存する、本ソフトウェア以外の製品、ソフトウェアまたはネットワークサービス（当該製品、ソフトウェアまたはサービスは第三者が提供する場合には限られず、当社または原権利者が提供する場合も含みます）は、本ソフトウェアまたはネットワークサービスの提供者の判断で中止または中断する場合があります。当社および原権利者は、これらの製品、ソフトウェアまたはネットワークサービスの運用への支障、公的機関からの法令に基づく要請への協力、その他当社および原権利者が何らかの緊急性を認めた場合、お客様への通知またはお客様の同意なく、お客様によるこれらの製品、ソフトウェアまたはネットワークサービスの利用をただちに停止することができるものとします。当社および原権利者は、本ソフトウェアの稼動が依存するこれらの製品、ソフトウェアまたはネットワークサービスが中断なく正常に作動することおよび将来に亘って正常に稼動することを保証いたしません。
5. お客様に対する当社の損害賠償責任は、法律上除外が認められない場合を除き、お客様に直接かつ現実に生じた通常の損害に限定されかつ本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

第8条（著作権保護）

1. お客様は、本ソフトウェアの使用に際し、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令に従うものとし、また、本ソフトウェアのうち、著作物の複製、保存および復元等を伴う機能の使用に際して、当社が必要と判断した場合、当社が当該著作物の著作権保護のため、かかる本ソフトウェアによる複製、保存、復元等の頻度の記録をとり、状態を監視し、さらに複製、保存および復元の拒否、本契約の解約を含む、あらゆる措置をとる権利を留保することに同意するものとします。

第9条（契約の解約）

1. 当社は、お客様が本契約に定める各条項の一に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様は本ソフトウェアのすべてを当社に返還し、その複製ならびにその構成部分のすべてを破棄または消去しなければなりません。本ソフトウェアを廃棄した場合、直ちにその旨を証明する文書を当社に差し入れるものとします。
2. 本条1項の規定により本契約が終了した場合といえども、第6条、第7条、第13条第1項および第2項ないし第4項の規定は有効に存続するものとします。

第10条（法令遵守）

1. お客様および当社は、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、または公務に影響を与える目的で、公務員（国の内外を問わず、政府または地方公共団体の公務に従事する者、公的機関に従事する者、公的な企業に従事する者、国際機関の公務に従事する者、政党、政党職員、公務員の候補者、およびその他権限の委任を受けてこれらの事務に従事する者をいう。以下同じ。）に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束またはその承認を行わないものとします。
2. お客様および当社は、第三者を通じて、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、または公務に影響を与える目的で、対価が公務員に申し出、供与、または約束されることを知りながら、当該第三者に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束またはその承認を行わないものとし

- ます。
3. お客様および当社は、各国および各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する行為を行わないものとします。
 4. 上記の他、お客様および当社は、相手方との取引または相手方に関わる事項に関連して、詐欺および強要を含む不正行為に関与せず、第三者と共謀し、または当該第三者を教唆若しくは幫助しないものとします。
 5. お客様および当社が前 4 項のいずれかに反した場合には、その相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができます。
 6. お客様または当社が前項の規定により本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても、これを賠償することを一切要せず、また、当該解除により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいうものとします。
2. お客様または当社が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、反社会的勢力であるとみなします。
 - (1) お客様または当社、若しくはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当する場合、または該当していた場合。
 - (2) お客様または当社、若しくはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が自己または第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用した場合。
 - (3) お客様または当社、若しくはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金や便宜を提供するなど利益供与をした場合
 - (4) お客様または当社、若しくはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係がある場合。
 - (5) お客様または当社、若しくはその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識されたものである場合、またはこの者とかかわり、つながりのある者である場合。
3. お客様および当社は、反社会的勢力に該当しないことを表明し確約するものとします。
4. お客様または当社が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要しないで、本契約または個別契約の全部または一部を解除することが出来るものとします。
 - (1) お客様または当社が前項の確約に違反することが判明した場合。
 - (2) お客様または当社が反社会的勢力に該当するに至った場合。
 - (3) お客様または当社が本契約または個別契約の履行のために直接契約する者（以下「履行補助者」という）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。
 - (4) お客様または当社が自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または各々の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
 - (5) お客様または当社が自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (6) お客様または当社が自らまたは第三者を利用して、風説を流布し、偽計または威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をした場合。
 - (7) お客様または当社が自らまたは第三者を利用して、風説を流布し、偽計または威力を用いて、相手方の業務を妨害し、または妨害する恐れのある行為をした場合。
 - (8) お客様または当社が自らまたは第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。
 - (9) お客様または当社が第 4 号から前号に準ずる行為をした場合。
5. お客様または当社が前項の規定により本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても一切賠償することを要せず、当該解除を行った側に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。
6. お客様または当社が第 4 項各号に該当したことにより、相手方より同項および前項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約するものとします。

7. お客様または当社は、各々または各々の履行補助者が、本契約または個別契約の履行に関連して反社会的勢力から不当要求または業務妨害などの不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相互に捜査機関への通報に必要な協力を行わなければならないものとします。

第12条（輸出管理）

1. お客様は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を単独で、または他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接または間接に次の各号に該当する取扱いをする場合は、日本国の「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規則その他適用される日本国または外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。
 - (1) 輸出するとき
 - (2) 海外へ持ち出すとき
 - (3) 非居住者へ提供するときまたは使用させるとき
 - (4) 前3号に定めるほか、日本国の「外国為替及び外国貿易法」または外国の輸出関連法規その他適用される日本国または外国の輸出関連法規に定めがあるとき

第13条（その他）

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
3. 本契約の一部条項が法令によって無効となった場合でも、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。
4. 本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様および当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。
5. 本契約に定める各条項の一に違反する行為によって生じたいかなる紛争に対しても、当社は一切責任を負いません。お客様が各条項の一に違反したことにより紛争が生じた場合、お客様はお客様の負担と責任において一切を処理し、当社に対して当社が被った損害（弁護士費用を含む）を賠償するものとします。
6. 当社は、本契約をお客様の承諾を得ることなく変更することができるものとします。
7. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。
8. 本ソフトウェアを購入し、かつ当社と年間保守サービスに加入中のお客様に対し、当社はテクニカルサポートを行います。それ以外のお客様に対し、当社は本ソフトウェアに関する一切のサポートを行いません。ただし、お客様からのソフトウェアに関するバグ報告、ご意見、ご感想などは随時受け付けます。その場合、いただいた内容に対する個別の回答はいたしません。適切な担当者が拝見いたします。

〒317-0073

茨城県日立市幸町3丁目2番2号
株式会社日立パワーソリューションズ

本契約書に関して不明な点がございましたら、株式会社日立パワーソリューションズに書面にてご連絡いただけるようお願い申し上げます。